

美里町危険ブロック塀等撤去及び築造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内において危険ブロック塀等の撤去及び撤去後新たに安全な塀等の築造を行うものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険ブロック塀等 公衆用道路等に面したブロック塀等で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という）第61条又は第62条の8の規定に適合しないもの。

イ 公衆用道路等からの高さが80センチメートル以上で劣化又は損傷があり、通行人の安全を確保するために撤去する必要があると町長が認めるもの。

(2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、その他組積造、組立式コンクリート造の塀又は門柱をいう。

(3) 安全な塀等 危険ブロック塀等の撤去（この告示に基づく補助金の交付の決定を受けたものに限る。）を行った後、新たに築造する令に規定する技術基準を満たす組積造若しくは補強コンクリートブロック造の塀又は軽量かつ堅牢な材料を用い倒壊の防止について十分に配慮されたフェンス等又は生垣（築造する安全な塀等が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物に該当する場合にあっては、当該築造する安全な塀等が法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線まで後退しているものに限る。）をいう。

(4) 築造 危険ブロック塀等の撤去をした範囲内において、新たに安全な塀等の設置を行う事業（災害復旧に係るものを除く。）をいう。

(5) 公衆用道路等 道路法（昭和27年法律第180号。）第3条に規定する一般国道、県道、町道のうち町内に存する道路をいう。

(6) 町内施工業者 町内に本店を有する法人又は営業所を有する個人をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内に存する危険ブロック塀等の撤去及び安全な塀等の築造を行う事業で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 町内施工業者が施工する事業であること。

(2) 危険ブロック塀等の撤去及び安全な塀等の築造は、第9条の規定による通

知を受けてから着手するものとし、当該事業により、公衆用道路に隣接する危険ブロック塀等がなくなること。

- (3) 危険ブロック塀等の撤去後、新たにブロック塀等を築造するときは、法及び令に適合したものとし、その他塀等を築造するときは安全なものとする。
- (4) 公衆用道路等の区域（法第42条第2項の規定により境界線とみなされた範囲を含む。以下同じ。）内に存する危険ブロック塀等は、全部を撤去するものとし、再びブロック塀等の築造を行わないこと。
- (5) 敷地又は建築物の販売等の営利を目的としたものでないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は危険ブロック塀等の撤去及び安全な塀等の築造に要する費用とする。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、危険ブロック塀等が設置されている敷地又は当該敷地に存する建築物の所有者（以下「所有者」という。）又は管理者（以下「管理者」という。）であって次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町税の滞納がないこと。
- (2) 所有者が複数いる場合または管理者が申請を行う場合は、所有者全員の同意を得ていること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に定める額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 危険ブロック塀を撤去する面積（公衆用道路等から1メートルの範囲までの面積（鉄製格子、門扉その他これらに類する附属物の部分の面積を除く。）とし、その面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積）に1平方メートル当たり5,000円を乗じて得た額と補助対象経費の額を比較していずれか少ない額とする。ただし、10万円を上限とする。
- (2) 安全な塀等を築造する長さ（撤去を行った危険ブロック塀等の範囲を限界とし、その長さに1メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた長さ）に1メートルあたり1万円を乗じた額と補助対象経費の額を比較していずれか少ない額の2分の1を補助額とする。ただし、10万円を上限とする。

（補助を受けることができる回数）

第7条 補助を受けることができる回数は、敷地に対し、原則として1回限りとする。

（交付申請）

第8条 補助の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、危険ブ

ロック塀等撤去及び築造事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 位置図、配置図、立面図、除去面積計算書及び除却前の写真、ブロック塀等チェックシート（様式第2号）

(2) 補助対象工事に要する費用の見積りの写し

2 前項の申請書には、前項各号に掲げる書類のほか次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 撤去後に安全な塀等を築造する場合は、築造する塀等に係る計画図

(2) 危険ブロック塀等が設置されている敷地に建築物がある場合は、当該建築物にかかる建築確認済書の写し（都市計画区域に指定される以前の建築物は除く。ただし、法第6条第1項第1号から3号までに規定する建築物についてはこの限りではない。）

(3) 所有者が複数いる場合又は管理者が申請を行う場合は、補助対象事業の実施について所有者全員の同意を得ていることを証する書類

（交付決定）

第9条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、危険ブロック塀等撤去及び築造事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の計画変更等）

第10条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象事業の内容を変更しようとするときは、危険ブロック塀等撤去及び築造事業変更申請書（様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添えて町長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、町長が認める軽微な変更にあつてはこの限りではない。

（中止の届出）

第11条 交付決定者は、補助対象事業を中止するときは、速やかに危険ブロック塀等撤去及び築造事業中止届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（完了報告）

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに危険ブロック塀等撤去及び築造事業完了報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 撤去及び築造等の事業中及び完了後の写真

(2) 補助対象事業の実施に係る契約書及び領収書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告の期限は、工事完了後30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定及び請求書の提出)

第13条 町長は前条第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、危険ブロック塀等撤去及び築造事業補助金額確定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金確定通知書を受けた交付決定者は、速やかに危険ブロック塀等撤去及び築造事業補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条第2項の規定による請求書を受けた後、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 町長は交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。

(補則)

第16条 この告示の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。